

逗子市地域活動センター指定管理者募集に係る質問への回答

※項目及び質問については、原則として質問者の記述をそのまま掲載しています。

質問番号	頁	項目 (募集要項または資料名・ページ・項目)	質問	回答
1	1	業務内容のア (ア) ④修繕について	故意又は経年劣化又は自然災害等による修繕を要する場合、その費用負担区分の大筋を明示していただけないでしょうか。 備品・窓・ドア・トイレ便器・天井灯・屋根・雨どい・上下水道・ガス管・電気配線等の設備、建物表面の日比・割れ・落書き、建物躯体部分の劣化・破壊など。 逗子市負担・指定管理者ふたん・事前協議による等を明示いただければ弊団体の長期修繕計画など運営目標が明確になります。	・経年劣化や自然災害等による破損に対する修繕は、市が行います。なお、軽微なものについては指定管理者において行っていただくこともできます。
2	2	指定管理料について	別紙指定管理料は地域活動センターの収支実績に基づいて年度ごとに積算査定されるのでしょうか。また、努力の甲斐もなく収支が赤字になった場合は別紙のごとく補填されるのでしょうか。	・指定管理料のうち、基礎額については、指定管理期間である4年間、金額の変更はせず、特別な施設等に係る費用は実費相当額を毎年見直したうえで1年間分として支払います。 ・収支については、均衡するよう運営をしていただくものですが、収支が悪化し、大きく均衡と乖離した時は、市と協議していただきます。
3			指定管理料の基礎額はどのような基準で決められているのでしょうか？施設によりかなりのさがあります。	指定管理料の基礎額の算定については、各センターの利用料収入と管理運営に不可欠な支出を直近の収支報告書を参考に算出し、不足する額を基礎額として決定しました。
4			久木会館だけ、清掃料が指定管理料に含まれていますが、何故なのでしょう。	・久木会館は久木小学校の一部にあり、日常的に多くの会館利用者以外（放課後児童クラブ利用者など）のトイレの利用があるため、特別な施設に係る経費として清掃料を指定管理料に含めています。
5	2	業務内容のその他業務 (イ) 地縁団体との連絡調整について	貸室事業の予約済み利用者との貸室に関する調整に限定されるのでしょうか。	・事業実施に当たって、周辺の自治会・町内会と適宜、協力していただくものです。
6	4	申請者の資格等について	弊団体は市民有志による任意団体で法人登記をしていませんが、有資格者でしょうか。 有資格者である場合、本団体は「その他の団体」および「法人以外の団体」という位置づけでしょうか。	・貴団体は、「その他の団体」に該当します。
7			小坪大谷戸会館は地域市民の有志による任意の団体で法人登記をしておりませんが、申請資格はあるのでしょうか？（現に認められ運営しており継続申請になります）	・その他の団体となり、申請の資格を有しています。
8	-	施設利用者（市民等）の怪我・入院・死亡事故がセンター内の利用中に発生した場合について	市が加入する各種保険のうち、利用できるものはありますか。ない場合、補償請求に対して指定管理者は免責されますか。	・建物の不備に起因する事故等の補償については市で対応します。 ・施設内での事故の原因が指定管理者の瑕疵によるものでなければ免責されます。
9			施設利用者（役員、利用市民等）が当会館内にて活動又は作業中に負傷や入院を余儀なくされた場合、市が加入する何らかの保険を適用して頂けますか。無い場合保障の請求に対し指定管理者は免責されますか。	
10	-	指定管理者として指定され協定書締結について	契約の形態として請負契約・委任契約のいずれに相当しますか。後者の場合収入印紙の貼付は不要ですか。	・地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、市と指定管理者が協議をして協定を締結するものですので、ご質問の契約形態のいずれにも相当しません。したがって、収入印紙の貼付は不要です。